

老人の福祉

藤木 光夫

高齢者の増加

わが国は、経済成長の面において、世界各国にくらべ、急速な進歩をしめしているが、人口の老化現象についてもその速度を増している。戦前は、人生50年といわれていたが、今は50才は働きざかりで、人生70年ともいわれるようになった。従来からわが国は高出生、高死亡という人口動態を示していたが、戦後急に低出生、低死亡となり、後進国形から先進国形になってきた。このため、わが国においては、人口の老齢化が急速に進み、老人対策が重視されるようになってきた。総理府統計局の資料によると、わが国における、65才以上の人口が全人口に占める割合は、昭和30年では、5.3%であったが、昭和40年には6.3%となり、昭和70年には、12%前後に達するであろうと推計されている。

65才以上の人口の年次推移

表 1. 総理府統計局、人口問題研究所

年次	人 口 (A)	65才以上人口 (B)	B/A
昭和30年	89,276千人	4,748千人	5.3%
〃 40	98,275	6,181	6.3
〃 50	109,925	8,715	7.9
〃 60	120,798	11,502	9.5
〃 70	128,344	15,380	12.0
〃 80	134,960	19,448	14.4
〃 90	138,614	23,477	16.9

この12%は、現在スウェーデン、フランス、イギリス、西ドイツにおける率であるが、これらの国が、5%から、12%に達するまでには、約100年もかかっているが、わが国においては、わずか、40年間でこの線に達することになる。それに、わが国の老人問題は、老人の増加と反対に、一般技術の進歩と産業の合理化により、老人の職場をせばめ就業を困難にし、老人の生活に不安を与えるようになった。また一方家庭においては、老人の地位が低下し、都市においては、住宅の狭小も原因して、やむなく、こどもと別居している老人世帯が増加している。

老人世帯数

わが国の全世帯の、3.4%が老人世帯（男65才以上、女60才以上の老人だけか、または、それに18才未満の子どものある世帯）であって、その半分は一人暮らしの老人であって、表2のように、今後一層こうした老人世帯が増加していく傾向を示している。

老人の福祉

表 2. 高令者世帯の推移 厚生省統計調査部

年次	全世帯数 (A)	高令者世帯数 (B)	割合 $\frac{B}{A}$	うち単身世帯 の割合
昭和35年	22,476千世帯	500千世帯	2.2%	58.0%
36	23,509	561	2.4	58.2
37	23,850	618	2.6	55.4
38	25,002	679	2.7	56.7
39	25,104	716	2.9	55.7
40	25,940	799	3.1	55.5
41	26,765	886	3.3	—
42	28,144	952	3.4	54.5
43	28,694	972	3.4	53.1
43年の対35年増 加率 35年=100	127.7	194.4		

そして一人暮らしの老人の数は、昭和43年では55万人となり、60才以上の老人の半数になっている。

老人の生活費

つぎに老人世帯の生活費についてみると、そのほとんどのものが、親族にたよっている状態で、老人が自分で生活していくことの、むつかしさがわかる。65才以上の老人世帯における生活費について、わが国とアメリカと比較してみると次の表(表3)のとおりである。

表 3.

日 本
(昭和38年) 厚生省統計調査部

総数	自分の収入で暮らせる			自分の収入で暮らせない				
	自分の働き	恩給	給年金	財産収入その他	同居の子の扶養	別居の子の扶養	子以外の人の扶養	生活保護
100.0	16.6	9.1	7.6	56.3	5.2	3.0	2.2	0.1

アメリカ
(昭和36年) アメリカ社会保障研究所

稼働	年金等	財産収入、扶養、その他	公的扶助
24.2	70.8	8.4	14.2

アメリカでは2以上の事項が重複して計上されている。

近頃は労働力の不足により、定年制の延長や、再就職というかたちで、老人の労力が利用されるようになったが、その労働の種類に制約があり、特別な技術でもない限り、その収入も微々たるもので、そのほとんどのものは、低所得者の域を脱しないものと思われる。

老人の福祉

表3をみると、アメリカでは、65才以上の老人で、自分の収入で生活しているものが90%（働いているもの24.2%、年金等によるもの70.8%）であるのに、わが国においては、33.3%で、老人の職場のすくないことや、年金額の低いことを示している。健康な老人には、その能力に応じて適当な職場を与えることと、生活に必要な年金額のスライド制を考えることである。

表 4. 老人の生活費の主な出所 法務省民事局調査

	60才以上の既婚者	本人（配偶者）				子	その他	
		小計	働いて収入を得ている	そうでない	わからない			
総数	382人	46.1%	36.6%	8.9%	0.5%	46.1%	7.9%	
男	総数	187人	59.4%	49.7%	9.6%	—	36.4%	4.3%
	60～64才	68	77.9	66.2	11.8	—	19.1	2.9
	65～69才	51	64.7	56.9	7.8	—	31.4	3.9
	70～以上	68	36.8	27.9	8.8	—	57.4	5.9
女	総数	195人	33.3%	24.1%	8.2%	1.0%	55.4%	11.3%
	60～64才	72	55.6	43.1	9.7	2.8	36.1	8.3
	65～69才	53	32.1	24.5	7.5	—	60.4	7.5
	70～以上	70	11.4	4.3	7.1	—	71.4	17.1

老後の生活状態

わが国においては、老後の生活は、こどもに頼るのが、一般的な考えかたであったが、近頃はそうした考えかたが著しく変わってきている。それは、近頃の若い人々のなかには、親の老の後生活をみるのは、家族の責任であるという考えがうすくなったことと、一方こどもたちの家庭においても、日常の生活費やこどもの養育費、教育費がかさみ、親の生活費まで、援助することができないものが多くまた、住宅事情が悪いため、その意志があっても、同居して扶養することができないなどの理由もあって、やむをえず、こどもと別居している老人世帯が増加している。それでも、昭和43年の厚生省の調査によると、わが国では、こどもと同居している60才以上の老人は79%で、デンマークの20%、イギリスの42%、アメリカの28%に比べると、高い率を示している。しかし、近頃は表5のとおり、老後はこどもにたよらずに暮らしたいと考えているものが増えてきている。

表 5. 老後の生活についての意識の変化

毎日新聞社人口問題調査会

	昭和25年	昭和30年	昭和36年	昭和40年	昭和44年
子供に全然たよらずに暮らす	21.3%	22.0%	27.6%	47.3%	50.5%
子供をたよりにしている	54.8	45.0	35.1	35.3	28.6
子供をたよりたいが、できそうもない	3.9	8.5	8.3	—	—
考えたこともない。	20.0	24.5	29.0	17.4	20.9

昭和25～36年の調査対象は、妻の年令50才未満の夫婦。

40～44年は現にこどもをもっている。50才未満の既婚有夫の女子。

老人の福祉

老後はこどもに全然たよらず暮らしたいと答えた、50才未満の有夫の女子が多いのは、こどもの家庭における、母の（姑）の立場が、いかにむづかしいものであるかが窺える。こうした女子は、夫の死後もその遺産や年金によって、生活ができる人と思われるが、なんとなく老後のさびしさが感じられる。老後はこどもや孫たちと一緒に暮らしたいのは、ほとんどの老人の願いではないだろうか、たとえ経済的に困らなくても、老夫婦だけの生活や、とくに配偶者をなくした孤独な老人の生活は、老人自身のそれぞれ考えかたもあるだろうが、ほんとうにあじけない余生を過ごすだけである。

老人の自殺

老人におこりやすい、病気、貧困、精神的な苦しみ、家庭不和などは、老人を絶望の窺地に追いこみ、はては、生きる望みさえ、うばってしまうことになる。老人になると、身体が衰えいろいろ故障が生じてくる。かつて職場にいたときは保険に加入していたが、その当時は元気で、病気にもかからず、保険を利用したこともなかったが、老人になり、退職後病気になり、ほんとうに保険が必要となったときには、かつての保険が利用できなくなってしまっている。こうしたものは退職後、市町村の国民健康保険に加入していても（本人が世帯主であっても30%）治療費を負担しなければならないので、老後の病気は老人にとって、精神的、経済的に大きな負担になる。老人のなかには、病気になっても、経済的な理由で、医師の治療を受けることができず、苦痛をしのいで、病気の進むままにあきらめているものや、はては苦しみにたえかねて、自から死をえらぶものもある。このような、介護を要する老人に対しては、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの老人福祉施設が設けられているが、世間一般がこうした施設に対する認識がうすく、昔の養老院に対する老えがあり、またこうした施設にはいることが恥かしいという世間体から、入所を好まないものも少なくないので、こうした施設の現状を一般に認識さす努力が必要である。家庭不和については、老人と若い世代の思想の相違が家庭紛争を生じやすく、とくに嫁と姑のあいだに著しく、はては老人が家庭からはじきだされる結果になることが多い。表6に示すように、わが国における老婦人の自殺率の高いのも多少こうしたことに関係があるのではないと思われる。世界保健機構の調査による、世界各国の老人自殺率をみると、わが国の老人自殺率は男女ともに高く、とくに女性においては、世界第2位の高率を示している。

表 6. 諸外国老人自殺死亡率 人口10万対 WHO (1965年)

男				女		
国名	65~74才	75才以上	国名	65~74才	75才以上	
ハンガリー	76.5	141.2	台湾	43.4	75.1	
チェコスロバキア	65.7	108.2	日本	40.1	68.3	
台湾	60.5	92.7	ハンガリー	38.3	58.9	
ベルギー	51.2	87.9	オーストリア	25.0	32.9	
日本	55.0	86.3	チェコスロバキア	30.6	30.9	
フランス	51.4	77.8	西ドイツ	25.9	27.2	
オーストリア	53.8	70.3	ベルギー	22.2	24.6	
スイス	65.0	68.6	デンマーク	20.8	22.7	
西ドイツ	48.7	64.9	スイス	15.9	15.2	

老人の福祉

老人の扶養

老人の扶養について、社会の人々はどう考えているかについて、総理府の世論調査の結果を見ると、

20才—49才の年齢層では、

老後の生活は老人自身の責任である、と答えたものが70—80%で、家族の責任である、と答えたものは、20%程度である。これに対して、60才以上の老人の約半数が家族の責任であると答えており、若いものと老人との考えかたに、大きなひらきがある。

表 7. 年齢階級別にみた老後生活に対する意識 (%)

総理府世論調査(昭和41年5月)

	総数	自分の責任である	家族の責任である	社会の責任である	わからない
総数	100.0%	40.3%	27.1%	25.4%	7.3%
20～29才	100.0	44.1	15.8	32.4	7.7
30～39才	100.0	46.7	18.2	29.2	5.9
40～49才	100.0	44.8	25.3	23.6	6.3
50～59才	100.0	37.3	34.9	21.0	6.8
60才以上	100.0	22.7	49.6	17.2	10.5

若いものの考えについてみれば、農村においては、貧富の差が大きくなり、生活構造が変化したため現金収入が必要となり、低所得層の若者は出稼ぎに行くようになり、そのまま都会に住みついでしまうものが多くなり、農村には老人だけが、とり残されて、貧しい孤独な生活を送っている例が多い。出稼にでたこどもも、住居の事情などで、親を呼びよせて同居することができないし、親の生活を満たすだけの援助もできないというものが多いと思われる。また親たちにしても、祖先から住みついた土地に愛着があり、繁雑な都会生活になじむことができず、苔のように墳墓の土地にしがみついで、余生を淋しく送っているのが、こどもからとり残された、農村の老人の姿でないだろうか。そして、こうした老人のなかには、貧しさと淋しさにたえかねて、自ら死をえらぶものも少くないようである。

表 8. 6才以上の老人の地域別自殺者数 (人口10万対)

昭和40年厚生省

		男	女
郡	部	62.8	46.3
市	部	49.7	37.1
7	大都市	41.3	32.4

また都市の老人についてみても、そのこどもたちは、生活に追われて、夫婦共稼をして、どうにか暮らしているが、その住居の多くは1室か2室のアパートで、親と共に生活することがむつかしく、いわゆる核家族化しているが、それでも、こどもと同居している老人は非常に多い。昭和41年の総理府が行った世論調査によると、60才以上の老人で、

こどもと同居しているもの 81.5%
 こども以外の親族と同居しているもの 2.6%

老人の福祉

配偶者と2人ぐらしのもの	10.4%
1人ぐらしのもの	4.2%
その他	1.3%
計	100.0%

であって、さらに上の同居している老人について、できるなら、こどもと別居したいと思うかと問うと、

思っている	4.5%
思っていない	74.3%
答えなし	2.3%
計	81.5%

となっており、別居など思ってもいないというのが大多数を占めている。これは前の表5にある、老後の生活についての意識の変化に現われた、老後はこどもに全然たよらずに暮らすと答えたもの50.5%と大きな差があるが、これは働けるあいだは、だれでも、こどもの世話にならずに、自分で生活をしていきたいと考えているが、さてとしを取ってみると、みよりのない生活が淋しくなり、そのうえ、からだの調子が悪くなってくると、いつも、だれかが身近かにいてくれて、事務的でない細かい心づかいをしてくれる介護がほしいのでないだろうか。また精神的な安定が必要なのではないだろうか。老人のための施設として各種の老人ホームが設けられているが、こうしたものに対する老人の受取りかたに、昔の養老院という観念があり、こうした施設に入ることは、世間から棄て去られるという、不安が多分にあるのではないかと思われる。

老後の保障

停年退職者は特殊なものでないかぎり、退職金だけで余生を送ることはとてもできない。停年退職後もまだこどもの学資や養育費が必要なものもあり、また住宅を買った掛金などが残っているものもある。恩給や組合金などの受給者も、一般物価の急騰に対する年金のスライド率が低く、それだけではとても生活することができない。それで老後の生活をささえるために再就職しても、賃金は低く、年金と賃金を合せて、ようやく生活をささえている状態である。そして、この再就職も、いつまで続くものかと考えると、毎日不安な日を過ごさなければならない。そこで60才以上の老人で停年退職後、再就職した者に対しては、その収入額にもよるが、現在施行されている老齢控除額の増額や所得税の免税点の引きあげを考慮されるべきで、老人が長が生きずればするほど、貧困に苦しむようでは、ほんとうの老人福祉はあり得ない。また種々の事情により住宅に困っている老人や老人世帯がある。こうしたものには軽費老人ホーム等があるが、その数は少なく、すべての希望を満たすことができないから、低家賃住宅の斡旋を考えなければならない。しかも老人用住宅については、高層にあるものは老人に適しないので、なるべく一階を老人用にあてるように考えられなければならない。つぎに、身体上もしくは精神上、環境上、または、経済的な理由で、その居宅において、養護を受けることが困難な65才以上の老人を収容する養護老人ホームや、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を要する老人（ねたきり老人）を収容する、特別養護老人ホームがあり、また居宅老人に対しては、各種の相談に応じたり、健康の増進とか教養の向上及びレクリエーションの便宜を与えるための老人福祉センターや、また老人の保健休養のため温泉や山間に老人休養ホームなどが

老人の福祉

設置されているが、こうした施設を利用できない老人もあるから、施設の適正な配置や、すべての老人が公平に利用できるよう考えられなければならない。

一方病気のため自宅で寝たきりの老人に対しては、老人家庭奉仕員が巡回して、身のまわりなどの世話をすることになっているが、その数も少なく、このようなすべての老人に対していきとどいた介護をすることはできない実状で、寝たきりの老人が死後数日経過して近所の人に発見されたという例もあるので、こうしたものの対策も今後の問題として考えられなければならない。

老人には病気が多くその有病率は青壮年者の5倍にも達しているが、受療率は1.5倍しかない。これは老人が病気にかかっても、気軽に医療を受けることができないことである。これは、さきにも述べたとおり、就職していたときは、職場の保険で医療給付を受けられたものが、退職して国民健康保険に加入した場合には、保険給付率が低下してしまうため、老人の医療給付を改善して、病気にかかったときは気軽に医療を受けられるように配慮されなければならない。

人間は必ず老齢期をむかえなければならないのであるから、老人の福祉に関する問題は、すべての国民の問題として、社会一般が考えなければならないことである。

参考 厚生白書
総理府統計